

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、テレビ番組制作業務に従事していた。
- 2 請求人によれば、平成〇年〇月〇日午後、テレビ局に向かう電車の中で胸が苦しくなり、その後、同テレビ局において胸と腰に強い痛みが出現したため、同日、Cクリニックに受診したところ、診察中に下半身麻痺が出現したことから、D病院に救急搬送され、「脊髄くも膜下出血、脊髄損傷」と診断された。
- 3 本件は、請求人が本件疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発症した疾病について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、傷病名をせき髄くも膜下出血、胸髄損傷とし、胸髄損傷は、第9胸椎付近におけるくも膜下出血による血腫でのせき髄圧迫が原因である旨述べている。また、F医師は、意見書において、傷病名をせき髄くも膜下出血とし、G医師は、意見書において、傷病名をせき髄くも膜下出血、請求人の下肢麻痺等の原因は、第8胸椎～第10胸椎レベルの胸髄くも膜下出血であったことはMRI所見と手術所見より確実と思われるとしている。

以上の医学的所見及び意見を踏まえると、当審査会としても、請求人に発症した疾病は、本件疾病であると判断する。

(2) 請求人は、本件疾病は、病因についての生理学的、病理学的、解剖学的な考察に基づき業務との相当因果関係を判断しても、高血圧性脳出血に準じて脳・心臓疾患認定基準により判断しても、いずれによっても業務との相当因果関係が認められる旨主張する。

(3) 本件疾病が発症頻度の極めて低い疾病であることは客観的に明らかであるところ、当審査会としては、本件疾病の一般的発症機序、長時間労働や業務による身体的・精神的な負荷との因果関係について、最新の医学的知見を精査する必要があると判断し、脳に係る疾患のみならず、脊髄に係る疾患に関しても豊富な知識、経験を有するH医師に鑑定意見を求めた。

H医師は鑑定意見の中で、本件疾病、特に、本症例のように原因の特定できない特発性のせき髄くも膜下出血は、その発症が小児から高齢者まで広い年齢層に分布し、一般の脳卒中疾患とは一致せず、また、せき髄動脈は、動脈硬化が極めて少ないことから、本件疾病を脳・心臓疾患と同じ病態として捉えるべきではない旨述べている。

H医師の意見は、疫学的報告及び病理学的報告を踏まえたものであって、医

学的根拠が明確であることから、当審査会としても妥当と判断するところ、請求人に発症した本件疾病が業務に起因して発症したものと認められるか否かについて、脳・心臓疾患認定基準、すなわち「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号)に則して判断すべきものとは認められない。

そうすると、本件疾病については、業務に起因して発症したものと認められるか否かの判断に際し依拠すべき認定基準が定められていないことから、一般的な認定要件、すなわち、労働者に発症した疾病について、労働の場における有害因子の存在、有害因子へのばく露条件、発症の経過及び病態の3つの要件を踏まえ、業務に起因して発症したものであるか否かを判断することとなる。

(4) 請求人は、請求人の過重労働や仕事柄受ける大きなプレッシャーが血圧の上昇という血管破綻を招来し得る有害因子となる旨主張する。

これに対し、H医師は、長時間労働や業務による身体的・精神的な負荷と本件疾病との因果関係について、長時間労働や業務による負荷が本件疾病の発症に直接影響を及ぼすことを示唆する医学的根拠を見いだすことはできず、有意な影響を及ぼしたものと認められない旨述べている。

当審査会としても、本件疾病に関する疫学的報告及び病理学的報告を精査した上でのH医師の意見は、医学的に妥当であって、G医師の意見を裏付けるものであると判断するところ、これらの意見を踏まえると、請求人の長時間労働や業務による身体的・精神的な負荷が本件疾病発症に有意な影響を及ぼしたものと判断することはできないことから、長時間労働や業務による身体的・精神的な負荷を本件疾病発症の有害因子と認めることはできない。

I医師も述べるように、請求人に発症したような特発性のせき髄くも膜下出血について、その出血に至るメカニズムは解明されていないところ、職場における有害因子として他に合理的に推認し得るものはなく、上記の一般的な認定要件を満たさない。

したがって、業務が相対的に有力な原因となって本件疾病を発症したものと認められないことから、本件疾病発症が業務上の事由によるものであるとは認められない。

4 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はないか

ら、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。